

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 1 月 会 議
議 案 説 明 資 料

洞爺湖町手数料条例新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務の種類	単位等	額	事務の種類	単位等	額
1 略	略	略	1 略	略	略
2 戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>戸籍証明書</u> の交付手数料	1通につき	4 5 0 円	2 戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付手数料	1通につき	4 5 0 円
3 <u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び第5項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う</u>	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	4 0 0 円			

<u>者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u>					
<u>4 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料</u>	1 通につき	7 5 0 円	<u>3 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</u>	1 通につき	7 5 0 円
<u>5 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u>	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	7 0 0 円			

<u>6</u> 略	略	略	<u>4</u> 略	略	略
<u>7</u> 略	略	略	<u>5</u> 略	略	略
<u>8</u> 戸籍の届出若しくは申請の受理、届書その他の書類の記載事項又は電子化された届書等情報証明書の内容の証明書交付手数料	1 通につき	3 5 0 円	<u>6</u> 戸籍の届出及び申請の受理証明書又は受理書類に記載した事項の証明書の交付手数料	1 通につき	3 5 0 円
<u>9</u> 略	略	略	<u>7</u> 略	略	略
<u>1 0</u> 戸籍の届出その他町長が受理した書類又は電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1 件につき	3 5 0 円	<u>8</u> 戸籍の届出その他町長が受理した書類の閲覧及び証明書の交付手数料	1 件につき	3 5 0 円
<u>1 1</u> 戸籍の附表の写しの交付手数料	1 通につき	3 0 0 円	<u>9</u> 戸籍の附票の写しの交付手数料	1 通につき	3 0 0 円
<u>1 2</u> ～ <u>3 6</u> 略	略	略	<u>1 0</u> ～ <u>3 4</u> 略	略	略
備考 <u>第3 2 項</u> に定める手数料の免除について、行政不服審査法第3 8 条第5 項の規定により審理員が行う場合においては、第6 条第6 号中「町長」とあるのは「審理員」と、同法第7 8 条第5 項の規定により審査会が行う場合には、同号中「町長」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。			備考 <u>第3 0 項</u> に定める手数料の免除について、行政不服審査法第3 8 条第5 項の規定により審理員が行う場合においては、第6 条第6 号中「町長」とあるのは「審理員」と、同法第7 8 条第5 項の規定により審査会が行う場合には、同号中「町長」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。		

洞爺湖町霊園条例新旧対照表

改 正 案	現 行																																		
(設置) 第1条 町は、洞爺湖町霊園（以下「霊園」という。）<u>及び洞爺湖町合葬墓（以下「合葬墓」という。）を設置する。</u> (名称及び位置) 第2条 <u>霊園及び合葬墓の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三豊霊園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>洞爺湖温泉霊園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>観湖台霊園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>洞爺共同墓地</td><td>略</td></tr> <tr> <td>成香共同墓地</td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川共同墓地</td><td>略</td></tr> <tr> <td>岩屋共同墓地</td><td>略</td></tr> <tr> <td>洞爺湖町合葬墓</td><td>虻田郡洞爺湖町三豊5番地</td></tr> </tbody> </table> (利用許可) 第4条 <u>霊園又は合葬墓及び合葬墓の墓誌を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</u> <u>2 合葬墓は、次の各号のいずれかに該当する者が利用することができる。</u>	名称	位置	三豊霊園	略	洞爺湖温泉霊園	略	観湖台霊園	略	洞爺共同墓地	略	成香共同墓地	略	香川共同墓地	略	岩屋共同墓地	略	洞爺湖町合葬墓	虻田郡洞爺湖町三豊5番地	(設置) 第1条 町は、洞爺湖町霊園（以下「霊園」という。） _____ _____を設置する。 (名称及び位置) 第2条 霊園の _____ 名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三豊霊園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>洞爺湖温泉霊園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>観湖台霊園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>洞爺共同墓地</td><td>略</td></tr> <tr> <td>成香共同墓地</td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川共同墓地</td><td>略</td></tr> <tr> <td>岩屋共同墓地</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> (利用許可) 第4条 霊園 _____ を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。	名称	位置	三豊霊園	略	洞爺湖温泉霊園	略	観湖台霊園	略	洞爺共同墓地	略	成香共同墓地	略	香川共同墓地	略	岩屋共同墓地	略
名称	位置																																		
三豊霊園	略																																		
洞爺湖温泉霊園	略																																		
観湖台霊園	略																																		
洞爺共同墓地	略																																		
成香共同墓地	略																																		
香川共同墓地	略																																		
岩屋共同墓地	略																																		
洞爺湖町合葬墓	虻田郡洞爺湖町三豊5番地																																		
名称	位置																																		
三豊霊園	略																																		
洞爺湖温泉霊園	略																																		
観湖台霊園	略																																		
洞爺共同墓地	略																																		
成香共同墓地	略																																		
香川共同墓地	略																																		
岩屋共同墓地	略																																		

(1) <u>洞爺湖町に住所を有する者</u> (2) <u>洞爺湖町外に居住する者であって、洞爺湖町に住所を有していた者の焼骨を埋蔵しようとするもの</u> (3) <u>霊園又は洞爺湖町内の寺院等の墓地を使用している者で、埋蔵されている焼骨を合葬墓に改葬しようとするもの</u> (4) <u>前各号に定めるもののほか、町長が特に必要があると認める者</u> 3 <u>合葬墓の墓誌は、町が指定する字体・寸法により作成するもの</u> <u>に利用を許可するものとする。</u> <u>(霊園利用権者の代理人の選定)</u> 第5条 <u>霊園の利用の許可を受けた者（以下「利用権者」という。）は、洞爺湖町以外に住所を有している者であるとき又は利用権者が前条第1項の許可を受けた後洞爺湖町以外に住所を変更したときは、洞爺湖町に住所を有し独立の生計を営む成年者を代理人に選定し町長に届け出なければならない。</u> (利用権の取消し) 第7条 略 (1)～(3) 略 2 前項の規定により利用の許可を取り消されたときは、利用権者は直ちにその場所を原形に復して返還しなければならない。 (返還) 第8条 <u>霊園の利用場所の全部又は一部が不要となったときは、利用権</u>	<u>(代理人の選定)</u> 第5条 <u>本町以外に住所を有している者及び利用権者が前条の許可を受けた後本町以外に住所を変更したときは、本町に住所を有し独立の生計を営む成年者を代理人に選定し連署して町長に届け出なければならない。</u> (利用権の取消し) 第7条 略 (1)～(3) 略 2 前項各号の一の理由により利用の許可を取り消されたときは、利用権者は直ちにその場所を原形に復して返還しなければならない。 (返還) 第8条 <u>利用場所の全部又は一部が不要となったときは、利用権者</u>
--	---

者は直ちにその旨を届け出て利用場所を原形に復した後に返還しなければならない。 (使用料) 第10条 <u>霊園及び合葬墓の使用料は、別表に掲げるとおりとし、利用許可の際に徴収する。</u> 2 <u>第4条第2項第4号の規定により合葬墓の利用許可を受けた者は、前項により定められた合葬墓使用料の5割増しの額とする。</u> (使用料の免除) 第11条 公の扶助を受けている者又は町長が特に認めた者については、<u>霊園及び合葬墓の使用料を免除</u>することができる。 2 <u>霊園の使用料の免除を許可する場合は、町長は願出の場所にかかわらず別に利用場所を指定することができる。</u> (還付) 第12条 略 2 <u>合葬墓の既納の使用料は還付しない。ただし、町長は合葬墓を使用する前であって特に認めた場合については、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(焼骨の不返還)</u> 第13条 <u>合葬墓の利用者は、合葬墓に埋蔵又は改葬した焼骨の返還を求めることができない。</u>	は直ちにその旨を届け出て利用場所を原形に復した後に返還しなければならない。 (使用料) 第10条 <u>霊園</u>の使用料は、別表に掲げるとおりとし、利用許可の際に徴収する。 (使用料の減免) 第11条 公の扶助を受けている者又は町長が特に認めた者については、<u>使用料を減免</u>することができる。 2 <u>前項の減免を許可する場合町長は、</u>願出の場所にかかわらず別に利用場所を指定することができる。 (還付) 第12条 略
---	--

(許可証の交付及び再交付)

第 1 4 条 霊園の利用権者又は合葬墓及び墓誌利用者には、許可証を交付する。

2 略

(管理料)

第 1 5 条 霊園の管理、清掃を行うため利用者より管理料を徴収する。

2 略

(委任)

第 1 6 条 略

別表（第 9 条、第 1 0 条関係）

区分	種別	面積	使用料	適用
三豊霊園、洞爺湖温泉霊園	略			
観湖台霊園	略			
その他の墓地	略			
洞爺湖町合葬墓			焼骨 1 体につき 2 0, 0 0 0 円	1 回に埋蔵（改葬）する焼骨が 5 体を超える

(許可証の交付及び再交付)

第 1 3 条 霊園の利用権者 _____ には、許可証を交付する。

2 略

(管理料)

第 1 4 条 霊園の管理、清掃を行うため利用の許可を受けた者より管理料を徴収する。

2 略

(委任)

第 1 5 条 略

別表（第 9 条、第 1 0 条関係）

霊園使用料

区分	種別	面積	使用料	適用
三豊霊園、洞爺湖温泉霊園	略			
観湖台霊園	略			
その他の墓地	略			

				<u>場合は、5 体を</u> <u>超える焼骨 1</u> <u>体につき 1 0,</u> <u>0 0 0 円</u>	
--	--	--	--	---	--